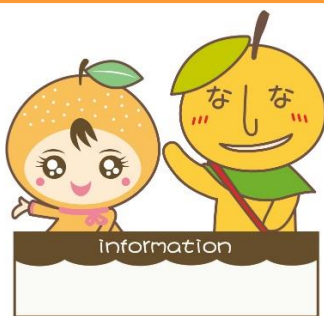




4月1日からの 一時的保育事業利用申請 受付について

白岡市では、児童の福祉の増進を図ることを目的として、一時的に家庭保育が困難となる児童に対して、一時保育を千駄野保育所、高岩保育所で実施しています。

保護者の就労等にて利用される場合は、1回の申請で6か月間の利用が可能となります。

令和7年4月1日（火）から利用を希望する場合の受付は、1か月前の令和7年3月3日（月）から受付を開始します。

■提出先・受付時間

令和7年3月3日（月）のみ

はびすしらおか1階 こども保育課窓口
午前8時から午後5時15分まで

令和7年3月4日（火）以降

はびすしらおか1階 こども保育課窓口
千駄野保育所・高岩保育所
午前8時30分から午後5時15分まで

■抽選

3月3日（月）午前8時から正午までに限り、受付順番を抽選で決めさせていただきます。

なお、定員に達していない場合は先着順での受付となります。

保護者の疾病・出産・看護・介護等の緊急な場合の一時的保育の利用を希望される場合には、随時申込受付を実施しております。

空き状況についてはこども保育課までお問い合わせください。